

○静岡県介護福祉士修学資金貸与規則

平成5年10月26日

規則第40号

静岡県介護福祉士修学資金貸与規則をここに制定する。

静岡県介護福祉士修学資金貸与規則

(趣旨)

第1条 この規則は、県内における介護福祉士の養成及び確保を図るため、静岡県介護福祉士修学資金(以下「修学資金」という。)を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「養成施設」とは、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)第39条第1号から第3号までの規定により、文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した養成施設をいう。

2 この規則において「介護等の業務」とは、次に掲げる業務をいう。

(1) 法第40条第2項第2号の介護等の業務

(2) 前号に掲げるもののほか、前号に掲げる業務に準ずるものとして知事が認めるもの
(一部改正〔平成11年規則40号・41号・13年1号・15号・16年60号・18年67号・20年24号・25年38号・26年11号・27年21号〕)

(貸与の対象者)

第3条 修学資金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる者で卒業後県内において介護等の業務に従事しようとするものとする。

(1) 県内に所在する養成施設に在学する者

(2) 県内に住所を有する者で、県外に所在する養成施設に在学するもの
(一部改正〔平成6年規則52号・9年56号〕)

(貸与の金額等)

第4条 修学資金は、月額50,000円とする。ただし、次の各号に掲げる月(正規の修学期間が1年である養成施設に在学する者に係る修学資金にあつては、次の各号のいずれかの月)の分の修学資金には、それぞれ当該各号に定める準備金として200,000円を加算するものとする。

(1) 養成施設に入学した日の属する月 入学準備金

(2) 養成施設を卒業した日の属する月 就職準備金

2 第1項本文の修学資金には、次に掲げる者にあつては、知事が別に定める額を加算することができる。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けた世帯に属する者

(2) 前号に掲げる者に準ずる者として知事が認めるもの

3 修学資金の貸与期間は、養成施設の正規の修学期間とする。ただし、病気等やむを得な

い理由により修学期間が延長された場合は、その延長された期間を正規の修学期間を含めることができる。

- 4 修学資金は、無利息とする。
- 5 修学資金は、毎月貸与するものとする。ただし、特別の事情があるときは、2月分以上を併せて貸与することができる。

(一部改正〔平成6年規則52号・9年56号・23年5号・27年21号〕)

(貸与の申請)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、様式第1号による修学資金貸与申請書に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 在学する養成施設の長の推薦書
- (2) 住民票の写し

(貸与の決定)

第6条 知事は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査して、予算の範囲内において修学資金の貸与の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(誓約書の提出等)

第7条 前条の規定により修学資金の貸与の決定を受けた者は、連帯保証人1人を立て、様式第2号による誓約書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、修学資金の貸与の決定を受けた者が未成年であるときは、連帯保証人は、その者の法定代理人でなければならない。
- 3 修学資金の貸与を受けている者(以下「修学生」という。)又は修学資金の貸与を受けた者は、連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、直ちに他の連帯保証人を立て、様式第3号による連帯保証人変更届を知事に提出しなければならない。

(一部改正〔平成16年規則68号〕)

(貸与契約の解除等)

第8条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、修学資金の貸与契約を解除するものとする。この場合において、知事は、貸与契約の解除をした日の属する月の翌月分から修学資金の貸与を行わないものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障により修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸与を受けたことが明らかになったとき。

(7) その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

- 2 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの分の修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

(借用証書の提出)

- 第9条 修学生は、修学資金の貸与契約を解除されたとき、又は修学資金の貸与期間が満了したときは、直ちに様式第4号による借用証書を知事に提出しなければならない。

(返還債務の当然免除)

- 第10条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、修学資金の返還債務を免除するものとする。

- (1) 養成施設を卒業した日から起算して1年(次の表の左欄に掲げる者については、それぞれ同表の右欄に掲げる期間)以内に県内(国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設、肢体不自由児施設整肢療護園、重症心身障害児施設むらさき愛育園、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設及び国立高度専門医療センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第2項の委託を受けた施設及び東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)における被災県(岩手県、宮城県及び福島県に限る。)の区域内に所在する施設、事業所等については、県の内外を問わないものとする。以下同じ。)において、介護福祉士として介護等の業務に従事し、かつ、引き続き5年間(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域においてその業務に従事した場合又は中高年離職者(当該養成施設に入学した時に45歳以上であって離職して2年以内の者をいう。))がその業務に従事した場合にあっては、3年間その業務に従事したとき。ただし、転勤等により、修学資金の貸与を受けた者の意思によらず県外において当該業務に従事した期間は、県内において当該業務に従事した期間とみなすことができる。

| | |
|---|--|
| 災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により介護福祉士試験(法第40条第1項の介護福祉士試験をいう。以下この表において同じ。)を受けることができなかった者 | 養成施設を卒業した日から起算して2年以内に行われた介護福祉士試験に合格した日から起算して1年 |
| 介護福祉士試験を受け、これに合格しなかった者で知事が認めるもの | |
| 養成施設を卒業した日から起算して1年以内に、介護福祉士として介護等の業務に従事することができない職種に採用された者で知事が認めるもの | 養成施設を卒業した日から起算して2年 |

- (2) 前号に規定する介護等の業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、

又は業務に起因する心身の故障のためその業務を継続することができなくなったとき。

2 前項第1号に規定する介護等の業務に従事した期間を計算する場合においては、月数によるものとし、その業務に従事した日の属する月からその業務に従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。

3 前項の場合において、法第7条第2号に規定する社会福祉士短期養成施設等又は同条第3号に規定する社会福祉士一般養成施設等(以下「社会福祉士指定養成施設」という。)への進学、災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により当該業務に従事できなかった期間があるときは、その期間は、業務の従事の継続を中断しないものとする。ただし、介護等の業務に従事した期間には算入しない。

(一部改正〔平成11年規則40号・13年15号・16年60号・18年67号・23年5号・25年38号・26年11号・27年21号〕)

(返還債務の裁量免除)

第11条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、修学資金の返還債務(履行期が到来していない部分に限る。)を当該各号に定める範囲内において免除することができる。

(1) 前条第1項第2号に規定する場合を除くほか、死亡し、又は心身の故障により修学資金を返還することができなくなったとき。返還債務の額の全部又は一部

(2) 県内において介護福祉士として介護等の業務に従事した期間(転勤等により、修学資金の貸与を受けた者の意思によらず県外において当該業務に従事した期間を含む。)が修学資金の貸与を受けた期間(その期間が2年に満たないときは、2年間)以上であるとき。返還債務の額の一部

2 前項第2号に規定する介護等の業務に従事した期間を計算する場合においては、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(一部改正〔平成26年規則11号〕)

(返還債務の免除申請)

第12条 第10条及び前条の規定による修学資金の返還債務の免除を受けようとする者は、様式第5号による修学資金返還債務免除申請書に免除の理由となる事実を証明する書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、第14条第2項第1号の規定により修学資金の返還債務の履行の猶予を受けている者については、その事実を証明する書類の添付を要しない。

(一部改正〔平成23年規則5号〕)

(返還)

第13条 修学資金は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その事由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間に相当する期間(次条の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間)内に半年賦の均等払方式により返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

- (1) 修学資金の貸与契約が解除され、県内において介護福祉士として介護等の業務に従事する見込みがなくなったとき。
 - (2) 養成施設を卒業した日から起算して1年(第10条第1項第1号の表の左欄に掲げる者については、それぞれ同表の右欄に掲げる期間)以内に法第42条第1項の介護福祉士登録簿に登録を受けなかったとき。
 - (3) 養成施設を卒業した日から起算して1年(第10条第1項第1号の表の左欄に掲げる者については、それぞれ同表の右欄に掲げる期間)以内に県内において介護等の業務に従事しなかったとき。
 - (4) 県内において介護等の業務に従事する意思がなくなったとき。
 - (5) 第10条第1項第2号に規定する場合を除くほか、死亡し、又は心身の故障により介護等の業務に従事できなくなったとき。
- 2 前項の規定により修学資金を返還しなければならない者は、その事由の生じた日(次条第1項の規定により返還債務の履行を猶予された場合にはその事由が継続する期間が終了した日、前条の規定による返還債務の免除の申請又は次条第4項の規定による返還債務の履行の猶予の申請をし、不承認の通知を受けた場合にはその通知を受けた日)から起算して15日以内に、様式第6号による返還明細書を知事に提出しなければならない。
- (一部改正〔平成23年規則5号〕)

(返還の猶予)

- 第14条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の返還債務の履行を猶予するものとする。
- (1) 修学資金の貸与契約を解除された後も引き続き当該養成施設に在学しているとき。
 - (2) 当該養成施設を卒業した後さらに社会福祉士指定養成施設において修学しているとき。
- 2 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の返還債務(履行期の到来していない部分に限る。)の履行を猶予することができる。
- (1) 県内において介護福祉士として介護等の業務に従事しているとき。
 - (2) 災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由があるとき。
- 3 前項第2号の規定による修学資金の返還債務の履行の猶予の期間は、1年を限度とする。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。
- 4 第1項又は第2項の規定による修学資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、様式第7号による修学資金返還猶予申請書に第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当することを証明する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(延滞利息)

- 第15条 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わな

なければならない。

(届出)

第16条 修学生又は修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに当該各号に定める届書にその事実を証明する書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、第2号から第4号まで、第6号又は第8号に該当する場合は、その事実を証明する書類の添付を要しない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。様式第8号による住所(氏名)変更届
- (2) 休学し、復学し、又は退学したとき。様式第9号による休学(復学、退学)届
- (3) 停学又は退学の処分を受けたとき。様式第10号による停学(退学)処分届
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退するとき。様式第11号による修学資金辞退届
- (5) 連帯保証人の住所又は氏名に変更があったとき。様式第12号による連帯保証人住所(氏名)変更届
- (6) 養成施設を卒業したとき。様式第13号による卒業届
- (7) 法第42条第1項の介護福祉士登録簿に登録を受けたとき。様式第14号による登録届
- (8) 介護等の業務を開始したとき。様式第15号による業務開始届
- (9) 介護等の業務に従事する施設等又は職種を変更したとき。様式第16号による業務従事施設等変更届
- (10) 介護等の業務に従事しなくなったとき。様式第17号による業務廃止届

2 第14条第2項第1号の規定により修学資金の返還債務の履行の猶予を受けている者は、毎年度終了後知事が別に定める日までに、様式第18号による業務従事届を知事に提出しなければならない。

3 連帯保証人は、修学生又は修学資金の貸与を受けた者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、直ちに様式第19号による死亡(失踪)届を知事に提出しなければならない。

(一部改正〔平成23年規則5号〕)

(実施細目)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

(一部改正〔平成25年規則74号・27年21号〕)

(実務者養成施設に在学する者に係る特例)

2 平成28年4月1日までの間、第2条第1項の規定の適用については、同項中「又は都道府県知事が指定した養成施設」とあるのは、「若しくは都道府県知事が指定した養成施設又は社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第125号。以下「改正法」という。)附則第2条第2項の規定により指定された学校若しくは養成施設」とする。

(追加〔平成27年規則21号〕)

- 3 第4条第1項から第3項まで及び第5項の規定にかかわらず、改正法附則第2条第2項の規定により指定された学校又は養成施設(以下「実務者養成施設」という。)に在学する者に係る修学資金は、200,000円とする。

(追加〔平成27年規則21号〕)

- 4 実務者養成施設を卒業した者に係る第10条第1項の規定の適用については、同項第1号中「養成施設を卒業した日」とあるのは「養成施設を卒業した日又は介護等の業務に従事する期間が3年に達した日のいずれか遅い日」とする。

(追加〔平成27年規則21号〕)

(延滞利息の特例)

- 5 平成26年1月1日以後の期間における第15条の規定の適用については、当分の間、同条中「割合」とあるのは「割合(平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞利息にあつては、当該期間の属する各年の特例基準割合(当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)に年7.3パーセントの割合を加算した割合)」とする。

(追加〔平成25年規則74号〕、一部改正〔平成27年規則21号〕)

附 則(平成6年3月10日規則第5号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年7月29日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の静岡県介護福祉士修学資金貸与規則の規定は、平成6年4月1日から適用する。

附 則(平成9年7月25日規則第56号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の静岡県介護福祉士修学資金貸与規則第3条第3号及び第6条の規定により修学資金の貸与を受けていた者で施行日以降引き続き修学資金の貸与を受けようとするものは、改正後の静岡県介護福祉士修学資金貸与規則(以下「改正後の規則」という。)第3条の規定にかかわらず、同条の修学資金の貸与を受けることができる者とみなして改正後の規則の規定を適用する。
- 3 前項の規定により修学資金の貸与を受けることができる者とみなされたものの修学資金の貸与額は、改正後の規則第4条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成11年3月31日規則第40号)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際改正前の精神薄弱者福祉法施行細則及び静岡県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成11年3月31日規則第41号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第106号)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際この規則の規定により改正されることとなった改正前の規則の様式(以下「旧様式」という。)により提出されている申請書等は、改正後の当該規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成13年1月5日規則第1号抄)

- 1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年3月28日規則第15号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の静岡県介護福祉士修学資金貸与規則第2条及び第10条の規定は、平成12年4月1日以降に新たに静岡県介護福祉士修学資金(以下「修学資金」という。)の貸与を受けた者から適用し、同日前に修学資金の貸与を受けた者及び同日前に修学資金の貸与を受けていた者で同日以降引き続き修学資金の貸与を受けたものに係る返還債務の免除、返還及び返還の猶予については、なお従前の例による。

附 則(平成16年12月10日規則第60号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の静岡県介護福祉士修学資金貸与規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成16年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。
- 2 改正後の規則第10条及び第11条の規定の適用については、適用日前に改正前の静岡県介護福祉士修学資金貸与規則(以下「改正前の規則」という。)第2条第2項第3号及び第4号に規定する寮母の業務に従事していた期間は、改正後の規則第2条第2項に規定する介護等の業務に従事した期間とみなす。
- 3 改正後の規則第10条及び第11条の規定の適用については、適用日前に改正前の規則第10条第1項に規定する施設において改正前の規則第2条第2項に規定する介護等の業務に従事していた期間は、改正後の規則第10条第1項に規定する施設において改正後の規則第2条第2項に規定する介護等の業務に従事した期間とみなす。

附 則(平成16年12月28日規則第68号抄)

- 1 この規則は、破産法(平成16年法律第75号)の施行の日(平成17年1月1日)から施行する。

附 則(平成18年11月28日規則第67号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の静岡県介護福祉士修学資金貸与規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成18年4月1日(以下「適用日」という。)から適

用する。

- 2 改正後の規則第10条及び第11条の規定の適用については、適用日前に改正前の静岡県介護福祉士修学資金貸与規則(以下「改正前の規則」という。)第2条第2項第5号及び第6号に規定する業務に従事していた期間は、改正後の規則第2条第2項に規定する介護等の業務に従事した期間とみなす。
- 3 前項の規定により改正後の規則第2条第2項に規定する介護等の業務に従事した期間とみなされる期間(改正前の規則第2条第2項第5号に係るものに限る。)の計算については、改正後の規則第10条第2項(改正後の規則第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定によるものとする。

附 則(平成20年3月31日規則第24号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の静岡県介護福祉士修学資金貸与規則第10条及び第11条の規定の適用については、施行の日前に改正前の静岡県介護福祉士修学資金貸与規則第2条第2項第2号及び第5号に規定する業務に従事していた期間は、改正後の静岡県介護福祉士修学資金貸与規則第2条第2項に規定する介護等の業務に従事した期間とみなす。

附 則(平成23年3月29日規則第5号)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の静岡県介護福祉士修学資金貸与規則に基づき貸与された静岡県介護福祉士修学資金の返還債務の免除については、改正後の静岡県介護福祉士修学資金貸与規則第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月29日規則第38号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項第6号の改正(「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める改正及び「障害者自立支援法」を「同法」に改める改正に限る。)は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に静岡県介護福祉士修学資金の貸与を受けた者に係る改正後の第10条の規定の適用については、同条第1項第1号の介護等の業務には、改正前の第2条第2項第1号及び第6号に規定する業務を含むものとする。
- 3 この規則の施行の日前に静岡県介護福祉士修学資金の貸与を受けた者に係る改正後の第10条の規定の適用については、同条第1項第1号中「国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設」とあるのは、「厚生労働省組織令の一部を改正する政令(平成20年政令第298号)による改正前の厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)第135条に規定する国立身体障害者リハビリテーションセンター、国立障害者リハビリテーションセンター、厚生労働省令の一部を改正する政令(平成22年政令第88号)による改正前の厚生労働省組織令第135条に規定する国立光明寮、同条に規定する国立保養所、同条に規定する国立知的障害児施設、国立児童自立支援施設」とする。

附 則(平成25年12月27日規則第74号)

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日規則第11号)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第10条及び第11条の改正は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に静岡県介護福祉士修学資金の貸与を受けた者に係る改正後の静岡県介護福祉士修学資金貸与規則第10条及び第11条の規定の適用については、第10条第1項第1号及び第11条第1項第2号の介護等の業務には、改正前の静岡県介護福祉士修学資金貸与規則第2条第2項第6号に規定する業務を含むものとする。

附 則(平成27年3月27日規則第21号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)

修学資金貸与申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所
氏 名 ⑩
年 月 日生

静岡県介護福祉士修学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

| | | | | | |
|-----------------------|---------------|-----|-------------|-----------------------|-------------|
| 在学している養成施設 | 名 称 | | 入 学 年 月 | 年 月 | |
| | 所 在 地 | | 卒 業 予 定 年 月 | 年 月 | |
| 貸与を希望する理由 | | | | | |
| 貸与期間 | 年 月 から 年 月 まで | | | | |
| 家 族 の 状 況 | 続 柄 | 氏 名 | 年 齢 | 職 業 (勤 務 先 又 は 学 校 名) | 年 収 (税 込 み) |
| | | | 歳 | | 円 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 他の修学資金の受給・借受け状況 | 修 学 資 金 名 | 月 | 額 | | |
| | | | 円 | | |
| | | | | | |

誓 約 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

私は、静岡県介護福祉士修学資金貸与規則を守り、養成施設を卒業後、県内において同規則第2条第2項に規定する介護等の業務に従事することを誓います。

なお、修学資金を返還する場合には、返還期限までに確実に返還します。

決定番号

住 所

氏 名

㊦

私は、修学資金については、返還債務を本人と連帯して負担します。

住 所

連帯保証人 氏 名

本人との続柄(関係)

電話番号

㊦

(注)連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。

連 帯 保 証 人 変 更 届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

決定番号
住 所
氏 名
電話番号

㊟

次のとおり連帯保証人を変更したので、届け出ます。

1 変更事項

| 区 分 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|------------|-------|-------|
| 住 所 | | |
| 氏 名 | | |
| 本人との続柄(関係) | | |
| 電 話 番 号 | | |

2 変更理由

連 帯 保 証 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

私は、静岡県介護福祉士修学資金については、返還債務を本人と連帯して負担します。

住 所
連帯保証人 氏 名

㊟

(注)連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。

様式第4号(第9条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)

借 用 証 書

借 用 金 額 金 円

| |
|--|
| |
|--|

ただし、 年 月から 年 月までの 月分の修学資金

上記のとおり静岡県介護福祉士修学資金を借用しました。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

決定番号
住 所
氏 名

㊟

修学資金返還債務免除申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

決定番号

住 所

氏 名



借受人との続柄(関係)

電話番号

静岡県介護福祉士修学資金の返還債務の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

| | | |
|-------------------|-----------------|-------------------|
| 貸与を受けた時の養成施設の名称 | 養成施設卒業年月日 | 年 月 日 |
| | 登録年月日 | 年 月 日 |
| 貸与を受けた金額 | 円 | |
| 返 還 済 額 | 円 | |
| 未 返 還 額 | 円 | |
| 免 除 申 請 額 | 円 | |
| 免除申請の理由 | | |
| 介護等の業務に従事した施設等の名称 | 職 種 | 業 務 に 従 事 し た 期 間 |
| | | 年 月 日から 年 月 日まで |
| | | 年 月 日から 年 月 日まで |
| | | 年 月 日から 年 月 日まで |
| | | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 返還猶予期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | |
| | 年 月 日から 年 月 日まで | |

様式第6号(第13条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)

返 還 明 細 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

決定番号

住 所

氏 名

㊦

電話番号

住 所

連帯保証人 氏 名

㊦

電話番号

貸与を受けた静岡県介護福祉士修学資金を次の計画に基づき返還します。

| | | | |
|---------------------|-------------|----------|----------------|
| 貸与を受けた時の 養成施設の名称 | | 貸与 期間 | 年 月から 年 月まで |
| 返 還 総 額 | | | |
| 返還理由発生年月 | 年 月 | 返還 理由 | |
| 返 還 期 間 | 年 月から 年 月まで | | |
| 返 還 方 法 | 半年賦 一 括 | | |
| 1回の返還金額 | 円 | | |

様式第7号(第14条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)

修学資金返還猶予申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号



静岡県介護福祉士修学資金の返還債務の履行の猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

| | | |
|---------------------|-------|-----------|
| 貸与を受けた時の 養成施設の名称 | | 登 録 年 月 日 |
| | | 年 月 日 |
| 未 返 還 額 | 円 | |
| 猶予を受けようと す る 期 間 | 年 月から | 年 月まで |
| 猶予申請の理由 | | |

様式第8号(第16条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)

住 所
変 更 届
氏 名

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

決 定 番 号
貸与を受けた時の
養成施設の名称
住 所
氏 名
電 話 番 号

住所
次のとおり を変更したので、届け出ます。
氏名

1 変更事項

| 区 分 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|-----|-------|-------|
| 住 所 | | |
| 氏 名 | | |

2 変更年月日 年 月 日

様式第9号(第16条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)

休
復
退

学
学
学

届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

決定番号

住 所

氏 名

年 月 日 から休学
に復学したので、届け出ます。
に退学

上記のとおり 休学
復学 したことを証明します。
退学

年 月 日

養成施設の名称

及び所在地

養成施設の長 氏 名 (印)

様式第10号(第16条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)

停学処分届
退学

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

決定番号
住 所
氏 名

年 月 日に停学退学の処分を受けたので、届け出ます。

上記のとおり停学退学の処分をしたことを証明します。

年 月 日

養成施設の名称
及び所在地
養成施設の長 氏 名 (印)

様式第11号(第16条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)

修学資金辞退届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

㊟

静岡県介護福祉士修学資金の貸与を受けることを辞退するので、届け出ます。

様式第12号(第16条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)

住所
連帯保証人 変更届
氏名

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

決 定 番 号
貸与を受けた時の
養成施設の名称
住 所
氏 名
電 話 番 号

住所
次のとおり連帯保証人の 氏名 に変更があったので、届け出ます。

1 変更事項

| 区 分 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|-----|-------|-------|
| 住 所 | | |
| 氏 名 | | |

2 変更年月日 年 月 日

様式第13号(第16条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)

卒 業 届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

決定番号
住 所
氏 名
電話番号

次のとおり養成施設を卒業したので、届け出ます。

1 養成施設の名称

2 卒業年月日 年 月 日

上記のとおり卒業したことを証明します。

年 月 日

養成施設の名

称及び所在地

養成施設の長 氏 名 ㊟

様式第14号(第16条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)

登 録 届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

決 定 番 号

貸与を受けた時の
養成施設の名称

住 所

氏 名

電 話 番 号

次のとおり介護福祉士登録簿に登録を受けたので、届け出ます。

1 登録年月日 年 月 日

2 登録番号

様式第15号(第16条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)

業 務 開 始 届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

決 定 番 号

貸与を受けた時の
養成施設の名称

住 所

氏 名

電 話 番 号

次のとおり介護等の業務を開始したので、届け出ます。

- 1 業務開始年月日 年 月 日
- 2 介護等の業務に従事する施設等の名称及び所在地並びに職種

| | |
|-------|------|
| 名 称 | |
| 所 在 地 | 電話番号 |
| 職 種 | |

上記のとおり介護等の業務を開始したことを証明します。

年 月 日

施設等の名称

施設等の長

㊟

様式第16号(第16条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)

業 務 従 事 施 設 等 変 更 届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

決 定 番 号

貸与を受けた時の
養成施設の名称

住 所

氏 名

電 話 番 号

次のとおり介護等の業務に従事する施設等又は職種を変更したので、届け出ます。

1 変更事項

| 区 分 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|---------------|-------|-------|
| 施 設 等 の 名 称 | | |
| 施 設 等 の 所 在 地 | | |
| 職 種 | | |

2 変更年月日 年 月 日

様式第17号(第16条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)

業 務 廃 止 届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

決 定 番 号

貸与を受けた時の
養成施設の名称

住 所

氏 名

電 話 番 号

次のとおり介護等の業務に従事しなくなったので、届け出ます。

- 1 業務廃止年月日 年 月 日
- 2 介護等の業務に従事していた施設等の名称及び所在地並びに職種

| | |
|-------|------|
| 名 称 | |
| 所 在 地 | 電話番号 |
| 職 種 | |

業務従事届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

決 定 番 号
貸与を受けた時の
養成施設の名称
住 所
氏 名
電 話 番 号

次のとおり介護等の業務に従事したので、届け出ます。

1 業務従事期間 年 月 日から 年 月 日まで

(うち休職期間 年 月 日から 年 月 日まで)

2 介護等の業務に従事した施設等の種類、名称及び所在地、職種並びに業務の内容

| | |
|---------|--|
| 施設等の種類 | |
| 施設等の名称 | |
| 施設等の所在地 | |
| 職 種 | |
| 業務の内容 | |

上記のとおり介護等の業務に従事したことを証明します。

年 月 日

施設等の名称

施設等の長



死 亡 届
失 踪

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所
連帯保証人 氏 名
電話番号

次のとおり静岡県介護福祉士修学資金の貸与を受けている者が死亡したので、
受けた失踪

届け出ます。

- 1 貸与を受けている者
受けた

| | |
|---------------------|--|
| 決 定 番 号 | |
| 住 所 | |
| 氏 名 | |
| 貸与を受けた時の 養成施設の名称 | |

- 2 死 亡
年月日 年 月 日
失 踪 宣 告